

千葉県教育財産管理規則の一部改正について

1 改正理由

令和3年3月8日付け行革第648号及び政法第1410号「行政手続等における押印見直し方針の制定及び見直しの実施について（通知）」に基づき、押印廃止等を行う。

2 改正内容

(1) 行政手続の押印廃止

第1号様式、第4号様式、第6号様式、第8号様式、第9号様式

(2) 条ずれの修正

第27条、第9号様式

3 施行期日

令和3年10月1日